

取扱区分：「公開」

平成31年第2回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成31年2月8日(金) 10時00分

於：周南市役所 2階共用会議室 H

# 平成31年第2回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日時 平成31年2月8日(金) 午前10時00分～10時41分

2 場所 周南市役所 2階共用会議室H

### 3 会議に付した議案

議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
報告第7号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第8号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	9件
報告第9号	非農地証明について	5件

### 4 出席委員

第1番	藤井 孝 君	第2番	田中 榮作 君
第3番	高橋 恵 君	第4番	佐伯 伴章 君
第5番	秋 貞 啓子 君	第6番	徳本 勉 君
第7番	山崎 光夫 君	第8番	弘中 壽 君
第9番	岩田 実 君	第10番	藤原 典子 君
第11番	松田 孝行 君	第12番	林 俊一 君
第14番	歳光 時正 君	第15番	原田 雅之 君
第16番	笠井 保雄 君 (職務代理者)		
第17番	西田 孝美 君 (会長)		

### 5 欠席委員

第13番 竹安 昌巳 君

6 関係人

なし

7 事務局職員

局長	藤井 豊	次長	山本 博彦
次長補佐	時重 智一	書記	松原 義孝

事務局長

改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中16名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第13番竹安 昌巳委員の1名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（西田会長）

それでは只今より、平成31年第2回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第5番、秋貞 啓子委員さん、第14番、歳光 時正委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第3号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

尚、1番及び2番につきましては、譲受人が同一で土地もほぼ隣接しておりますので一括して、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案7件でございます。

それでは、1番及び2番につきましては、一括してご説明いたします。

申請地は、周南市●●●●●に所在する農地の田、2筆の3,192平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、高齢及び身体的により管理ができない

ため及び、遠隔地に居住しているため、譲渡したいとのことで又、譲受人は、本格的に農業に取り組むため譲り受ける意向であります。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、トラクター等農機具の保有状況等からみても又、通作距離も自宅から100メートルと近距離であり、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当いたしておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約90アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸には当たりません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされる計画であり、今回の権利移動により周辺地域への影響もなく、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

2番田中です。

田中 栄作委員

今、事務局から説明があった通りなんですが、議案3号1番と2番についてご説明いたします。

去る、1月29日に譲受人、譲渡人双方にお会いして、確認いたしました。

2の方の譲渡人は、大阪なので電話で確認いたしました。

1と2の二筆なんですが、どちらも1の譲渡人が、耕作されておられました。

今回、1の譲渡人が体調を崩されて、農業ができないという事で、譲受人に渡すということです。

家が隣で、兄弟で作っていただいていたのが、結局体調を崩した為に、大阪にいる譲渡人も、耕作を放棄する以外にはないという事で、併せて2枚の田んぼを、譲受人が、譲り受けられるという事です。

そして、今まで通り稲作をされますので、周辺にも影響はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番及び2番の案件につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号3番を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3番について、ご説明します。

申請地は、周南市大字●●字●●に所在する農地の田1筆の188平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、元々譲受人の所有農地として占有され耕作されており、今回所有権を譲受人に渡したいとのことで又、譲受人は、自宅そば

の農地であり、引き続き耕作していきたい意向であります。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件農機具の保有状況からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当いたしておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約225アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、今まで通り水稻を作付けされる計画であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

8番弘中です。

弘中 壽委員

去る、1月31日に現地にて譲受人及び譲渡人の立会の基、調査を致しました。

当案件につきましては、去る平成18年7月に、国土調査の際に、譲受人が耕作し、他人名義の農地として、登録されましたことが判明いたしました。

譲受人、譲渡人共にその事実を了解して、所有権移転の申請となった

議長（西田会長）

ものであります。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号4番及び5番についてですが、譲受人が同一で土地もほぼ近隣ということで一括して、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、4番及び5番につきまして、一括してご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●●字●●●に所在する農地の田、5筆の4,528平方メートル及び同じく字垂門に所在する農地の畑、2筆の123平方メートル及び字垂門開作に所在する農地の田1筆の2,139平方メートルの計8筆の6,790平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、長年その地で農業を行っていた譲受人に売却する意向であり及び、農地を相続したが農業を生業としていないため売却する意向であり、譲受人は、経営規模の拡大を図りたいという事から、この度の申請になりました。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等からみても又、農地に隣接した宅地の居住しているため、通作距離もなく、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規



定については、いずれも該当いたしておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約123アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされる計画であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番

11番の松田です。

松田 孝行委員

この4番と5番の田というのは、2年前までは5番の譲渡人のお父さんが、両方作っておられましたが、急遽2年前に亡くなられて、4の関係については、譲受人のお父さんが利用権を設定して作っておられた田んぼです。

もう一つの5の関係については、他の人が利用権を設定して作っておられた経緯があります。

尚、この方は、今でも農業されておられ又、機械の保有状況等も見たところ、乾燥機はないようですが、トラクター、コンバインもあり何ら問題ないと思います。

よろしく願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の4番及び5番の案件につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、6番について、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

6番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●●●字●●●●に所在する農地の田、3筆の1,413平方メートル、同じく字●●●●に所在する農地の畑、1筆の19平方メートル、及び大字●●●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の1,355平方メートル、同じく字北河内に所在する農地の畑、2筆の661平方メートルの計7筆の3448平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢により耕作が困難で後継者もないことから譲渡したいとされ、譲受人は、農地所有適格法人で経営規模の拡大を図りたいという事から、この度の申請になりました。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、農地所有適格法人で現在、市内に約6.8ヘクタールを耕作しており、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当いたしておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

事務局長

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約715アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、じゃがいも、玉ねぎ、人参などを栽培される予定で、有機無農薬栽培を目標としているなど、今回権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第4番

4番の佐伯です。

佐伯 伴章委員

6号について、報告させていただきます。

現地確認をしまして、2月6日に譲渡人に電話にて確認しました。

高齢により耕作が無理と、農地の維持が難しく、後継者もないことから譲り渡したいと意思を確認しました。

同日、譲受人も電話にて確認しました。

今までも、当農地でじゃがいも、玉ねぎ、人参等作付けしていたとの事で経営規模拡大し、営農活動に力を入れたいとの事でした。

無農薬栽培を目標されているとの事でした。

農機具等は各種持つておられ、耕作の持続可能と思われしますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の6番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

第6番

42平方メートルとか19平方メートルの土地について、少ない面積があるので、どうやって耕作していくのですか。

徳本 勉委員

事務局長

徳本 勉委員

議長（西田会長）

現況は、一面になっております。

はい、解りました。

他に質疑はございませんか。

（なしの声あり）

他に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号6番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。

続きまして、7番について、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

続きまして、7番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●●●に所在する農地の田、4筆の2,074平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、相続により農地を取得が、農業経験もなく、今後も耕作する予定もなく又、譲受人は、譲渡人からの申し出に応じたことにより、この度の申請になりました。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況等からみても又、通作距離も自宅から500メートルと近距離であり、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定についても、いずれも該当いたしておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約159アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、栗、みかんを植えられる計画であり、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

5番秋貞です。

秋貞 啓子委員

議案第3号7番について、報告いたします。

昨年12月13日に、譲受人が以前所有権を移転され、植林した農地を確認に行った際に、譲受人から今回の申請地において、今後、管理する者がいないので、自分の所有地にして管理したいと相談を受けました。

父親から相続した譲渡人も、昨日電話で確認しましたが、自分で管理できず、合意されたようです。

田としては、水も取り込めないために、今後は、栗、みかんを植え、保全管理するとのことでした。

自宅からもすぐ見渡せる位置であるので、荒廃をさけるべく、管理は可能かと思われます。

ご検討をよろしくお願い致します。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の7番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号7番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、7番は許可と決定いたします。

事務局次長

続きますして、議案第4号を議題とします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

続きますして、議案書の3ページをお願いします。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第4条による許可申請は1議案1件でございます。

それでは、ご説明いたします。

申請者は、市内に居住の団体役員の方です。

申請者の既存建物が建っていた所有地と申請地を合わせ、自己用住宅を建築、子供家族が住むものです。

尚、この申請地を含む当該地につきましては、昭和58年の地籍調査時に筆界未定地として処理されていましたが、平成30年12月に関係者と再度立会した結果、筆界が確定したことにより、今回申請するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

(スクリーンで説明)

申請地は、●●●●支所から北に約400メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市●●●●●●55番11、地目は「田」、地積は72平方メートルでございます。

なお、農地以外の地目が223.16平方メートルあり、一体利用面積は、295.16平方メートルでございます。

こちらが、地籍図でございます。

続きますして、土地利用計画図でございます。

次に、建物立面図でございます。

最後に、現地の写真でございます。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により用途地域が第一種住居地域に存在している、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び預金証書及び預金通帳が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水につきましては、公共下水道への接続です。

また、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

以上です。

よろしくご審議をお願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

16番の笠井です。

笠井 保雄委員

1番について、去る1月30日に現地で申請人と立会し、意思確認と現地調査を致しました事を報告します。

申請地の位置、内容については事務局の説明の通りで間違いありません。

申請地は地目田で、現況は、稲作収穫後で耕うんしてありました。

申請地は、申請人の実家で、本人は近くに住居を構えて住んで居られますが、この度、実家に帰られ、隣接地に家を新築し息子の家族を住ませる為の、農地の一部転用72平方メートルです。

息子さん夫婦と子供さん二人が帰って来られるという事で、隣接する農地の維持管理又は、地域の活性化の面からも喜ばしい事と思います。

防除計画書に添って調査しましたが、問題なく周辺農地に与える影響

議長（西田会長）

もなく、申請書類も一通り揃っていて、何ら問題ないと思われま

ご審議の程、よろしくお願い致します。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第5号を議題とします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして、議案書の4ページをお願いします。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第5条による許可申請は1議案1件です。

それでは、ご説明いたします。

申請人は、●●市内に本店を置く売電事業を営む法人です。

太陽光発電事業を行うために申請地へ、パネル設置面積585.33平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル360枚を、申請地南側から赤線を利用して、人力施工により設置、維持管理も行うものです。

申請地は、日当たりも良く、太陽光発電事業を実施する条件が整っており、譲渡人は、譲受人からの要望があったことから、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

（スクリーンで説明）

申請地は、●●●●支所から南東に約2.9キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●●字●●1261番、地目



は「田」、地積は2,913平方メートルで、その内の1,713平方メートルでございます。

こちらが、地籍図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に、申請地の写真でございます。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書の写しが添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水につきましては、農業用排水路以外の河川又は水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

14番歳光でございます。

歳光 時正委員

農地法第5条の規定による許可申請番号1について、調査を行いましたので報告いたします。

1月29日に事務局及び私で現地調査を行い又、譲渡人K氏とお話をし、譲受人とは電話で確認をしました。

現地は、大字小松原字高田1261でありまして、●●●●●●●●●●の東側にある、2,913平方メートルの内1,713平方メートルで、ソーラー発電施設0.275キロワット360枚、49.5キロワットの施設を設置し、中国電力に売電するものであります。

又、この地については、賃借権20年の設定を行うものです。

現地及び保守点検、維持管理計画、資金計画書等出ております。

又、農地法第5条の許可申請の調査項目に従いまして、調査を行いました。問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（西田会長）

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第7号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。

報告第7号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長

専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第7号を終わります。

続きまして、報告第8号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページ及び7ページをお願いいたします。

報告第8号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は9件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第8号を終わります。

続きまして、報告第9号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページ及び9ページをお願いいたします。

報告第9号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。

今回は5件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第9号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成31年第2  
回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時41分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成31年2月8日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 秋 貞 啓 子

委 員 歳 光 時 正